

医療情報取得加算に関する掲示について

当院はオンライン資格確認について、下記の整備を行っています。

○オンライン資格確認を行う体制を有しています。

○薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

令和6年6月1日より、国が定めた診療報酬改定に伴い下記のとおり算定いたします。

【医療情報取得加算】

【初診時】

- ・マイナンバーカードを利用しない場合 3点（月に1回）
- ・マイナンバーカードを利用する場合 1点（月に1回）

【再診時】

- ・マイナンバーカードを利用しない場合 2点（3か月に1回）
- ・マイナンバーカードを利用する場合 1点（3か月に1回）

※過去に当院を受診されていた方でも、長期間受診歴がない場合や新たな疾患で受診された場合は初診料を算定する場合がございます。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証(マイナンバーカードの保険証利用)によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

令和6年6月1日
みちのく療育園メディカルセンター 施設長